

令和2年度川西町若者向け住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に若者が定住することを支援し、活力に満ちた魅力ある地域社会の構築を推進するため、定住する意思をもって町内に住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して、予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に記録されることであって、かつ、本町の区域内に住宅を有し、当該住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 自ら居住の用に供するための一戸建ての住宅をいう。
- (3) 若者夫婦世帯 夫、妻のどちらかが満40歳未満の夫婦又はその夫婦と子からなる世帯をいう。
- (4) ひとり親世帯 満40歳未満の父親又は母親のどちらか一人と子からなる世帯をいう。
- (5) 新築住宅 使用されたことのない住宅であって、かつ、建築後1年以内のものをいう。
- (6) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (7) 賃貸住宅 賃貸借契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした一戸建て住宅、アパート及び公営住宅（勤務する事業所の社宅及び社員寮等を除く。）をいう。
- (8) 町外転入世帯 町外に1年以上居住し町内に転入する世帯をいう。
- (9) 町内賃貸住宅居住世帯 町内の賃貸住宅に居住して1年以上の世帯をいう。
- (10) 町内業者 川西町内に住所を有する個人事業者又は川西町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (11) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 定住する意思をもって本町に住宅を取得する若者夫婦世帯又はひとり親世帯
- (2) 町外転入世帯又は町内賃貸住宅居住世帯
- (3) 町内業者又は県内業者と契約し新築住宅又は中古住宅を取得する者

- (4) 市町村税に滞納がない者
 - (5) 公共事業による移転補償に伴う住宅の取得でない者
 - (6) 町が交付する住宅の取得に関する他の補助金を受けていない者
- (補助金の額)

第4条 住宅1戸あたりに交付する補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 町内業者と契約し新築住宅を取得しようとする者の補助金の額は60万円とする。
- (2) 県内業者と契約し新築住宅を取得しようとする者の補助金の額は30万円とする。
- (3) 県内業者と契約し中古住宅を取得しようとする者の補助金の額は20万円とする。ただし、取得する額が補助金の額を下回る場合は、取得額の千円未満の端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、取得を行う前に川西町若者向け住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票
- (2) 取得する住宅の見積書の写し
- (3) 取得する住宅の位置図、配置図及び平面図の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 賃貸借契約書の写し（町内賃貸住宅居住者に限る。）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金は、施行の日から令和3年3月31日までの間、第2条第3号又は第4号の世帯及び住宅1戸につき1回に限って交付する。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した時は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定しその旨を川西町若者向け住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、規則第6条の規定にかかわらず、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、川西町若者向け住宅支援事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式

第4号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を川西町若者向け住宅支援事業補助金交付変更(取り下げ)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 交付決定者は、規則第13条の規定にかかわらず、住宅を取得し、かつ入居した日から30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに川西町若者向け住宅支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書等本人所有が確認できる書類の写し
- (2) 交付決定者及び交付決定者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票
- (3) 取得した住宅の外部及び内部の完成写真
- (4) 取得した住宅に係る契約書の写し
- (5) 取得した住宅に係る領収書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川西町若者向け住宅支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金額の請求)

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは速やかに川西町若者向け住宅支援事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。